

# 県営造成施設管理体制整備促進事業実施要領

## 第1 趣 旨

農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。しかし、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少及び農産物価格の低迷による農家所得の減少などの社会経済情勢の変化により、これらの施設の大宗を管理している土地改良区の管理体制が脆弱化しつつある。

一方、都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受している地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、県民意識の変化に対応し、環境との調和への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきた。また、災害が頻発化、激甚化している状況のもと、防災・減災に関する取組の重要性は増しており、これらに対応した管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となっている。

そのためには、地域住民と多様な主体が参画した地域における施設管理の役割分担を明確化し、非農家が管理参画する枠組みを構築することも必要である。さらに突発事故、異常気象等非常時の対応が必要であることから、県は、市町村と連携し土地改良区の管理体制の整備を図るとともに、農業水利施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の発揮に資するものとする。

## 第2 事業の内容

1 本事業は、県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる事業の実施を通じて、多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化及び地域防災等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- (1) 管理体制整備計画の作成・更新及び管理体制整備の推進活動
- (2) 管理体制の整備及び強化に対する支援

2 管理体制整備計画は次に掲げる事項について、作成するものとする。

- (1) 対象とする土地改良区
- (2) 地域の概要
- (3) 当該土地改良区等が管理する施設及び維持管理の現状
- (4) 目標とする管理体制等とその体制整備のための年次計画

3 管理体制整備の推進活動については、市町村が管理体制整備推進協議会を設置し、管理体制整備計画に基づき、事業実施期間内に地域住民等が管理に参画するための組織化及び協定の締結を行い、新たな管理体制の構築を図る

ものとする。

なお、当該協議会の構成員は、県、市町村、関係土地改良区等を基本とし、必要に応じその他関係団体をもって構成するものとする。

4 管理体制の整備及び強化に対する支援は、当該地区における管理に要する費用のうち、都市化・混住化に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用（以下「多面的費用」という。）に対する支援とし、内容等については別表のとおりとする。

なお、多面的費用は、当該地区において体制整備の一環として行う管理に要する費用に1/6分の6を乗じて得た額を上限とするものとする。

### 第3 事業実施期間

事業実施期間は、令和3年度から令和8年度の6年間とする。

### 第4 事業実施主体

事業実施主体は、市町村とする。

### 第5 事業の採択基準

次の要件のいずれにも該当するものであること。

1 対象地区は、県営造成施設を管理する土地改良区の受益地であること。（国営附帯県営事業造成施設及び国営関連事業造成施設分は除く。）

2 対象施設は、受益面積100ヘクタール以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

### 第6 事業の申請

1 本事業を実施しようとする市町村は、事業採択申請書（別紙様式第1号）に管理体制実施計画書（別紙様式第2号）を添えて事業実施主体の所在地を管轄する地方振興事務所長または地方振興事務所地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規程による申請があり、これを適当と認めるときは、予算の範囲内で採択決定し、その旨を地方振興事務所長または地方振興事務所地域事務所長を経由して、事業実施の申請をした市町村へ事業採択通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。

## 第7 計画の変更

管理体制実施計画書を変更する場合は、変更承認申請書（別紙様式第4号）を提出し、知事は変更承認通知書（別紙様式第5号）により承認をするものとする。

なお、変更承認の手続きは、第6に準じて行うものとする。

## 第8 指導推進

1 県は、市町村に対して、管理体制整備計画の作成、事業の円滑な推進を図るために必要な指導その他の援助を行うものとする。

2 県及び市町村は、本事業を円滑かつ効果的に実施するため、土地改良区等と密接な連携を図るものとする。

## 第9 補助

県は、農政部長が別に定めるところにより、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

## 第10 報告

事業主体は、知事に事業実施年度の翌年度の5月末日までに、事業実績報告（別紙様式第6号）により事業の実施結果を報告するものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年6月19日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年3月31日から適用する

別 表

事業の種類	事業の内容	補助
(1) 管理体制整備計画策定事業	管理水準、管理体制、管理費用負担など具体的目標の計画策定を行う	補助なし
(2) 管理体制整備推進事業	協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成	補助県費 50%以内
(3) 管理体制整備強化支援事業	<p>多面的機能の発揮、管理の高度化及び突発事故又は異常気象時に対応した地域防災の強化を対象とした管理の実践に対する支援 (但し、農業生産活動に係るものは除く)</p> <p>補助対象経費は、下記費目の合計額に多面的経費(0.375)を乗じた額とする。</p> <p>①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費 ⑦電力料 ⑧整備補修費</p>	補助県費 50%以内

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名

県営造成施設管理体制整備促進事業採択申請書

下記地区について、 年度から県営造成施設管理体制整備促進事業を実施したいので、県営造成施設管理体制整備促進事業実施要領第 6 に基づき、管理体制実施計画書を添えて申請します。

記

地 区 名	事業実施主体名	土地改良区名	備 考

様式第2号

管理体制実施計画書

1. 地区概要

地区名		関係土地改良区	
関係市町村			
地区受益面積		受益農家戸数	

2. 施設調査（管理体制整備強化支援対象施設に限る）

(1) ダム、ため池

ダム名	堤高	総貯水量	設計洪水量
	m	千m <sup>3</sup> /s	m <sup>3</sup> /s

(2) 頭首工

頭首工名	堤長	設計洪水量
	m	千m <sup>3</sup> /s

(3) 用水機場

用水機場名	用水量	設計洪水量
	m	千m <sup>3</sup> /s

(4) 排水機場

排水機場名	排水量	総口径
	m	mm

(5) 樋管

樋管名	通水量	延長
	m	m

(6) 幹線用排水路

幹線水路名	通水量	延長
	m	m

(7) その他

樋管名	規模・構造

3. 事業費

事業区分	総事業費	備考
管理体制整備推進費	( )	上段：第1期の実績事業費(H27～R2) 下段：第1,2期の計画事業費(H27～R8)
管理体制整備強化支援費	( )	上段：第1期の実績事業費(H27～R2) 下段：第1,2期の計画事業費(H27～R8)
計	( )	上段：第1期の実績事業費(H27～R2) 下段：第1,2期の計画事業費(H27～R8)

4. 事業実施理由

注：管理体制実施計画書の変更及び継続地区の申請について、変更箇所は二段書とし、変更前を上段に括弧書き、変更後の内容を下段に記載する。



様式第3号

番 号  
年 月 日

申請者 殿

宮城県知事

県営造成施設管理体制整備促進事業採択通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択されたので通知する。

記

地 区 名	事業実施主体名	土地改良区名	備 考

様式第 4 号

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名

管理体制実施計画書変更承認申請書

下記地区について、県営造成施設管理体制整備促進事業実施要領第 7 に基づき、管理体制実施計画書（変更）を添えて申請します。

記

地 区 名	事業実施主体名	土地改良区名	備 考

様式第 5 号

番 号  
年 月 日

申請者 殿

宮城県知事

管理体制実施計画書変更承認通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のあった下記地区について、管理体制実施計画の変更を承認したので通知する。

記

地 区 名	事業実施主体名	土地改良区名	備 考

様式第 6 号

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名

県営造成施設管理体制整備促進事業実績報告

下記地区について、 年度に県営造成施設管理体制整備促進事業を実施したので、県営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱第 10 に基づき、実施内容を報告します。

記

地 区 名	事業実施主体名	土地改良区名	備 考

年度事業実施内容